

企業会計基準委員会 御中

平成 20 年 5 月 11 日

あ ら た 監 査 法 人
アシュアランス業務部門品質管理部
アカウンティング・サポート・グループ

**実務対応報告公開草案第 31 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に対する意見**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 21 年 4 月 10 日付で公表されました表記公開草案（以下「公開草案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（1）対象範囲

【意見】 本公開草案では、新たに国による試行排出量取引スキームを前提に検討が行われていると考えられるが、今後、東京都の制度がより厳密な制度として来年から、排出量スキームを開始する予定である。公開草案は東京都制度を対象としていないため、今後の審議の過程のなかであわせて検討されることが望ましいと考える。

（2）定義（クレジット）

【意見】 本公開草案の前身となる実務対応報告 15 号では、もともと京都メカニズムにおける削減プロジェクト由来の「クレジット」のみを扱っていたが、本公開草案では試行排出量取引スキームにおける「排出枠」の扱いが加わっている。通

常、組織の排出枠に「クレジット」という語は用いないため、用語としては「排出枠」と「クレジット」とを区別する必要がある。

本公開草案では京都メカニズムにおけるクレジットを前提とした記載を行い、場所により試行排出量取引スキームにおける排出枠を含む旨の整理が行われているが、今後東京都制度など新たな枠組みが加わる可能性も考慮すると、排出量取引全体に関するひとつの用語（例えば、「排出クレジット等」、「排出枠等」が考えられる）で包括的な定義を行い、制度に個別の論点（排出量取引スキームによる無償取得など）についてのみ個別の用語を用いることも検討すべきと考えられる。

（３） 売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価（脚注 10）

【意見】 資産として計上された排出クレジットは、自社の排出量削減に充てられたときに、原則として「販売費及び一般管理費」とすることが考えられるが、売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、「売上原価」又は「製造原価」になると考えられるとしている（４項(1)、脚注 10）。

しかし、「売上原価」又は「製造原価」として表示する場合でも、会計上の費用処理が排出枠などの償却時点であり数年に一度の場合もあることから、「売上高に対応する商品等の仕入」又は「製造に要する原価」の性質を有するものであっても他の売上原価や製造原価ほど明確な対応関係があるとは言えないことから、例えば製造原価計算により売上原価と期末在庫に配賦するようなものではなく、償却時点に全額をその期の費用として表示できることを明らかにすべきである。

（４） スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点（４項(3)①）

【意見】 排出枠を売却する場合において、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替えるとされている（４項(3)①）。

しかしながら、費用計上が排出枠などの償却時点であることからすると、実質的にそれと同じ時点で利益に振り替えるとするのが整合的であると考えられる。

以上